

令和元年10月14日

令和元年台風第19号に伴う災害に対する一部負担金等の取り扱いについて

トヨタ紡織健康保険組合

このたびの令和元年台風第19号により被害を受けられた方には心よりお見舞い申し上げます。

トヨタ紡織健康保険組合では、この災害より甚大な被害を受けられた方を対象に医療機関の受診・保険料の支払い等につき、以下の通り対応しますのでお知らせいたします。

【適用対象となる方】

次の（1）および（2）のいずれにも該当する方

- （1）令和元年台風第19号に伴う災害救助法の適用市町村（別紙1参照）にお住まいの方（一時居住の方も含む）
- （2）今回の台風第19号により被災された方または緊急避難をされた方

【対 応】

（1）医療機関での受診

- ①健保組合にご連絡願います。＜連絡先電話番号＞0566-26-0305
- ②医療機関にその旨を伝えて受診や調剤をしてもらってください。
- ③当日の窓口負担額（自己負担額）はゼロとなりますが、この分については後日、健康保険組合から直接被保険者へ請求させていただく予定です。

（2）保険証を紛失した場合

- ①トヨタ紡織健保の組合員である旨と氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被保険者の勤務する事業所（会社名）を医療機関に伝えてください。
- ②併せて、（事業主経由で）健保組合へ保険証の再発行申請を行ってください。

（3）任意継続保険料の納付

被災した任意継続被保険者の方が保険料納入の期限に納付できない場合は、その旨を健保組合に申し出てください。

【その他】

対象となる方で、不明な点がある場合は健保組合にお問い合わせ願います。

＜お問合せ先電話番号＞ 0566-26-0305

以 上



令和元年 10 月 13 日
内閣府 (防災担当)

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ貼り出し

令和元年台風第19号に伴う災害にかかる 災害救助法の適用について【第3報】

1. 災害の概要

令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、岩手県は6市5町3村、宮城県は14市20町1村、福島県は12市26町12村、茨城県は17市2町、栃木県は10市4町、群馬県は11市11町4村、埼玉県は21市18町1村、東京都は6区15市3町1村、神奈川県は11市7町1村、新潟県3市、山梨県は10市6町4村、長野県は15市14町12村にそれぞれ災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【岩手県】 宮古市 (みやこし) 大船渡市 (おおふなとし) 久慈市 (くじし) 一関市 (いちのせきし) 陸前高田市 (りくぜんたかたし) 釜石市 (かまいしし) 気仙郡住田町 (けせんぐんすみた ちょう) 上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおお つちちょう) 下閉伊郡山田町 (しもへいぐんやま だまち) 下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわ いずみちょう)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら) 下閉伊郡普代村 (しもへいぐんふだいむら) 九戸郡野田村 (くのへぐんのだむら) 九戸郡洋野町 (くのへぐんひろのちょう) 【宮城県】 仙台市 (せんだいし) 石巻市 (いしのまきし) 塩竈市 (しおがまし) 気仙沼市 (けせんぬまし) 白石市 (しろいしし) 名取市 (なとりし) 角田市 (かくだし) 多賀城市 (たがじょうし) 岩沼市 (いわぬまし) 登米市 (とめし) 栗原市 (くりはらし) 東松島市 (ひがしまつしまし) 大崎市 (おおさきし) 富谷市 (とみやし) 刈田郡蔵王町 (かったぐんざおうまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
刈田郡町七ヶ宿町 (かったぐんしちかしゆくまち) 柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち) 柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち) 柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち) 柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち) 伊具郡丸森町 (いぐぐんまるもりまち) 亶理郡亶理町 (わたりぐんわたりちょう) 亶理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう) 宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち) 宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちはままち) 宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちよう) 黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちょう) 黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう) 黒川郡大衡村 (くろかわぐんおおひらむら) 加美郡色麻町 (かみぐんしかまちょう)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
加美郡加美町 (かみぐんかみまち) 遠田郡涌谷町 (とおだぐんわくや ちょう) 遠田郡美里町 (とおだぐんみさと まち) 牡鹿郡女川町 (おしかぐんおなが わちょう) 本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみな みさんりくちょう) 【福島県】 福島市 (ふくしまし) 会津若松市 (あいづわかまつし) 郡山市 (こおりやまし) いわき市 (いわきし) 白河市 (しらかわし) 須賀川市 (すかがわし) 相馬市 (そうまし) 二本松市 (にほんまつし) 田村市 (たむらし) 南相馬市 (みなみそうまし) 伊達市 (だてし) 本宮市 (もとみやし) 伊達郡桑折町 (だてぐんこおりま ち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち) 伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち) 安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら) 岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち) 岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら) 南会津郡下郷町 (みなみあいづぐんしもごうまち) 南会津郡桧枝岐村 (みなみあいづぐんひのえまたむら) 南会津郡只見町 (みなみあいづぐんただみまち) 南会津郡南会津町 (みなみあいづぐんみなみあいづまち) 河沼郡柳津町 (かわぬまぐんやないづまち) 大沼郡三島町 (おおぬまぐんみしままち) 大沼郡金山町 (おおぬまぐんかねやままち) 大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいづみさとまち) 西白河郡西郷村 (にししらかわぐんにしごうむら) 西白河郡泉崎村 (にししらかわぐんいずみざきむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
西白河郡中島村 (にししらかわぐん なかじまむら) 西白河郡矢吹町 (にししらかわぐん やぶきまち) 東白川郡棚倉町 (ひがししらかわぐ んたなぐらまち) 東白川郡塙町 (ひがししらかわぐ んはなわまち) 東白川郡鮫川村 (ひがししらかわぐ んさめがわむら) 石川郡石川町 (いしかわぐんいし かわまち) 石川郡玉川村 (いしかわぐんたま かわむら) 石川郡平田村 (いしかわぐんひら たむら) 石川郡浅川町 (いしかわぐんあさ かわまち) 石川郡古殿町 (いしかわぐんふる どのまち) 田村郡三春町 (たむらぐんみはる まち) 田村郡小野町 (たむらぐんおのま ち) 双葉郡広野町 (ふたばぐんひろの まち) 双葉郡楢葉町 (ふたばぐんならは まち) 双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみお かまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
双葉郡川内村 (ふたばぐんかわうちむら) 双葉郡大熊町 (ふたばぐんおおくままち) 双葉郡双葉町 (ふたばぐんふたばまち) 双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち) 双葉郡葛尾村 (ふたばぐんかつらおむら) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち) 相馬郡飯舘村 (そうまぐんいいたてむら) 【茨城県】 日立市 (ひたちし) 土浦市 (つちうらし) 石岡市 (いしおかし) 結城市 (ゆうきし) 常総市 (じょうそうし) 常陸太田市 (ひたちおおたし) 高萩市 (たかはぎし) 北茨城市 (きたいばらきし) 笠間市 (かさまし) つくば市 (つくばし) 守谷市 (もりやし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
常陸大宮市 (ひたちおおみやし) 那珂市 (なかし) 筑西市 (ちくせいし) 坂東市 (ばんどうし) かすみがうら市 (かすみがうらし) 桜川市 (さくらがわし) 東茨城郡城里町 (ひがしいばらきぐ んしろさとまち) 久慈郡大子町 (くじぐんだいごま ち) 【栃木県】 宇都宮市 (うつのみやし) 足利市 (あしかがし) 栃木市 (とちぎし) 佐野市 (さのし) 鹿沼市 (かぬまし) 日光市 (にっこうし) 大田原市 (おおたわらし) 矢板市 (やいたし) 那須塩原市 (なすしおばらし) さくら市 (さくらし) 塩谷郡塩谷町 (しおやぐんしおや まち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
塩谷郡高根沢町 (しおやぐんたかね ざわまち) 那須郡那須町 (なすぐんなすまち) 那須郡那珂川町 (なすぐんなかがわ まち) 【群馬県】 前橋市 (まえばしし) 高崎市 (たかさきし) 桐生市 (きりゅうし) 太田市 (おおたし) 沼田市 (ぬまたし) 館林市 (たてばやしし) 渋川市 (しぶかわし) 藤岡市 (ふじおかし) 富岡市 (とみおかし) 安中市 (あんなかし) みどり市 (みどりし) 北群馬郡吉岡町 (きたぐんまぐんよ しおかまち) 多野郡上野村 (たのぐんうえのむ ら) 多野郡神流町 (たのぐんかなま ち) 甘楽郡下仁田町 (かんらぐんしもに たまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
甘楽郡南牧村 (かんらぐんなんもくむら) 甘楽郡甘楽町 (かんらぐんかんらまち) 吾妻郡中之条町 (あがつまぐんなかのじょうまち) 吾妻郡長野原町 (あがつまぐんながのはらまち) 吾妻郡嬭恋村 (あがつまぐんつまごいむら) 吾妻郡草津町 (あがつまぐんくさつまち) 吾妻郡高山村 (あがつまぐんたかやまむら) 吾妻郡東吾妻町 (あがつまぐんひがしあがつままち) 利根郡みなかみ町 (とねぐんみなかみまち) 邑楽郡千代田町 (おうらぐんちよだまち) 邑楽郡邑楽町 (おうらぐんおうらまち) 【埼玉県】 さいたま市 (さいたまし) 川越市 (かわごえし) 熊谷市 (くまがやし) 川口市 (かわぐちし) 行田市 (ぎょうだし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
秩父市 (ちちぶし) 所沢市 (ところざわし) 飯能市 (はんのうし) 本庄市 (ほんじょうし) 東松山市 (ひがしまつやまし) 狭山市 (さやまし) 深谷市 (ふかやし) 入間市 (いるまし) 朝霞市 (あさかし) 志木市 (しきし) 和光市 (わこうし) 新座市 (にいざし) 富士見市 (ふじみし) 坂戸市 (さかどし) 鶴ヶ島市 (つるがしまし) 日高市 (ひだかし) 入間郡三芳町 (いるまぐんみよし まち) 入間郡毛呂山町 (いるまぐんもろや まち) 入間郡越生町 (いるまぐんおごせ まち) 比企郡滑川町 (ひきぐんなめがわ まち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
比企郡嵐山町 (ひきぐんらんざん まち) 比企郡小川町 (ひきぐんおがわま ち) 比企郡川島町 (ひきぐんかわじま まち) 比企郡吉見町 (ひきぐんよしみま ち) 比企郡鳩山町 (ひきぐんはとやま まち) 比企郡ときがわ町 (ひきぐんときがわ まち) 秩父郡横瀬町 (ちちぶぐんよこぜ まち) 秩父郡皆野町 (ちちぶぐんみなの まち) 秩父郡長瀬町 (ちちぶぐんながと ろまち) 秩父郡小鹿野町 (ちちぶぐんおがの まち) 秩父郡東秩父村 (ちちぶぐんひがし ちちぶむら) 児玉郡美里町 (こだまぐんみさと まち) 児玉郡神川町 (こだまぐんかみか わまち) 児玉郡上里町 (こだまぐんかみさ とまち) 大里郡寄居町 (おおさとぐんより いまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【東京都】 墨田区 (すみだく) 世田谷区 (せたがやく) 豊島区 (としまく) 北区 (きたく) 板橋区 (いたばしく) 練馬区 (ねりまく) 八王子市 (はちおうじし) 立川市 (たちかわし) 青梅市 (おうめし) 府中市 (ふちゅうし) 昭島市 (あきしまし) 町田市 (まちだし) 小金井市 (こがねいし) 日野市 (ひのし) 福生市 (ふっさし) 東大和市 (ひがしやまとし) 武蔵村山市 (むさしむらやまし) 多摩市 (たまし) 稲城市 (いなぎし) 羽村市 (はむらし) あきる野市 (あきるのし) 西多摩郡瑞穂町 (にしたまぐんみずほまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
西多摩郡日の出町 (にしたまぐんひの でまち) 西多摩郡檜原村 (にしたまぐんひの はらむら) 西多摩郡奥多摩町 (にしたまぐんおく たまちょう) 【神奈川県】 川崎市 (かわさきし) 相模原市 (さがみはらし) 平塚市 (ひらつかし) 小田原市 (おだわらし) 茅ヶ崎市 (ちがさきし) 秦野市 (はだのし) 厚木市 (あつぎし) 伊勢原市 (いせはらし) 海老名市 (えびなし) 座間市 (ざまし) 南足柄市 (みなみあしがらし) 高座郡寒川町 (こうざぐんさむか わまち) 足柄上郡大井町 (あしがらかみぐん おおいまち) 足柄上郡松田町 (あしがらかみぐん まつだまち) 足柄上郡山北町 (あしがらかみぐん やまきたまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
足柄下郡箱根町 (あしがらしもぐん はこねまち) 足柄下郡湯河原町 (あしがらしもぐん ゆがわらまち) 愛甲郡愛川町 (あいこうぐんあい かわまち) 愛甲郡清川村 (あいこうぐんきよ かわむら) 【新潟県】 上越市 (じょうえつし) 糸魚川市 (いといがわし) 妙高市 (みょうこうし) 【山梨県】 富士吉田市 (ふじよしだし) 都留市 (つるし) 山梨市 (やまなしし) 大月市 (おおつきし) 韭崎市 (にらさきし) 南アルプス市 (みなみあるぶすし) 北杜市 (ほくとし) 笛吹市 (ふえふきし) 上野原市 (うえのはらし) 甲州市 (こうしゅうし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
西八代郡市川三郷町 (にしやつしろぐん いちかわみさとちょ う) 南巨摩郡早川町 (みなみこまぐんは やかわちょう) 南巨摩郡身延町 (みなみこまぐんみ のぶちょう) 南巨摩郡南部町 (みなみこまぐんな んぶちょう) 南巨摩郡富士川町 (みなみこまぐんふ じかわちょう) 南都留郡道志村 (みなみつるぐんど うしむら) 南都留郡鳴沢村 (みなみつるぐんな るさわむら) 南都留郡富士河口湖 町 (みなみつるぐんふ じかわぐちこまち) 北都留郡小菅村 (きたつるぐんこす げむら) 北都留郡丹波山村 (きたつるぐんたば やまむら) 【長野県】 長野市 (ながのし) 松本市 (まつもとし) 上田市 (うえだし) 岡谷市 (おかやし) 諏訪市 (すわし)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
須坂市 (すざかし) 小諸市 (こもろし) 伊那市 (いなし) 中野市 (なかのし) 飯山市 (いいやまし) 茅野市 (ちのし) 佐久市 (さくし) 千曲市 (ちくまし) 東御市 (とうみし) 安曇野市 (あづみのし) 南佐久郡小海町 (みなみさくぐんこ うみまち) 南佐久郡川上村 (みなみさくぐんか わかみむら) 南佐久郡南牧村 (みなみさくぐんみ なみまきむら) 南佐久郡南相木村 (みなみさくぐんみ なみあいきむら) 南佐久郡北相木村 (みなみさくぐんき たあいきむら) 南佐久郡佐久穂町 (みなみさくぐんさ くほまち)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
北佐久郡軽井沢町 (きたさくぐんかるいざわまち) 北佐久郡御代田町 (きたさくぐんみよたまち) 北佐久郡立科町 (きたさくぐんたてしなまち) 小県郡青木村 (ちいさがたぐんあおきむら) 小県郡長和町 (ちいさがたぐんながわまち) 諏訪郡下諏訪町 (すわぐんしもすわまち) 諏訪郡富士見町 (すわぐんふじみまち) 上伊那郡辰野町 (かみいなぐんたつのまち) 上伊那郡宮田村 (かみいなぐんみやたむら) 木曽郡木曽町 (きそぐんきそまち) 東筑摩郡麻績村 (ひがしちくまぐんおみむら) 東筑摩郡生坂村 (ひがしちくまぐんいくさかむら) 東筑摩郡筑北村 (ひがしちくまぐんちくほくむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
埴科郡坂城町 (はにしなぐんさか きまち) 上高井郡小布施町 (かみたかいぐんお ぶせまち) 上高井郡高山村 (かみたかいぐんた かやまむら) 下高井郡山ノ内町 (しもたかいぐんや まのうちまち) 下高井郡木島平村 (しもたかいぐんき じまだいらむら) 上水内郡飯綱町 (かみみのちぐんい いづなまち) 下水内郡栄村 (しもみのちぐんさ かえむら)	10月12日	令和元年台風第19号に伴う災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又 は受けるおそれが生じており、継続的に救 助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官(防災担当) 付

参事官(被災者行政担当) 付

阿部、高見

TEL 03-5253-2111 (内線51365)

03-3593-2849 (直通)